

さかい

農委だより

平成30年 夏号

(第109号)



編集・発行 堺市農業委員会

堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072(228)6825(直通)
FAX 072(228)7883

農地の利用状況調査 (農地パトロール)の実施について



平成30年度「利用状況調査」として、8月には、担当地域の農業委員と農地利用最適化推進委員が合同で、遊休農地調査を実施します。

農地の所有者は、農地法第2条の2に基づき農地を適正に利用する責任があります。

農家の皆様へお願い!!

- ①所有者自ら、除草・耕うん・作付など、日頃から農地を適正に維持管理してください。
- ②高齢のため耕作困難や後継者がいないなど将来の維持管理に不安のある方は、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

農地の管理、お困りの方は・・・

農業委員会では市街化調整区域内の農地で、離作補償の心配もなく安心して貸借できる「利用権設定等促進事業」を進めております。農地の貸借のお申し出、事業の詳細や設定条件などのご相談は随時受け付けております。農地の管理でお困りの方、ぜひこの制度を利用しましょう。

お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎072-228-6825まで

また、除草作業については(公社)堺市シルバー人材センターでも受け付けております。詳しくは下記までお問い合わせください。

- 堺区・西区・北区の方 本部 ☎072-260-0468
- 東区・美原区の方 東・美原支部 ☎072-361-0468
- 中区・南区の方 中・南支部 ☎072-284-2155

みんなで遊休農地を発生させないように取り組みましょう!

堺市防災協力農地に登録をお願いします

都市の中の農地は、新鮮で安全・安心な農産物を生産すると同時に、阪神・淡路大震災の経験から、緊急時の避難空間や災害復旧のための用地としての役割も注目されています。

災害時の市民の安全確保や復旧活動の場として、農地を利用させていただきたく、「堺市防災協力農地」の登録にご協力をお願いします。

防災協力農地の具体的な制度について

登録対象農地

おおむね500㎡以上の農地（1筆又は一団の農地）

登録期間

3年
（初回は、登録日から2年を経過した日後の最初の3月31日までとします。その後は、期間満了時までに更新しない旨の意思表示がない場合は、3年間登録を自動的に更新します。）

災害時の使用について

避難空間

災害発生から7日間、市民が避難空間として使用できます。→8日以上は登録者に依頼します。

災害復旧用資材置場など

登録者に使用を依頼します。

補償及び土地使用料等

平常時は、無償。使用した場合には、農作物の補償金や土地使用料等を支給します。

使用期間

2年以内（ただし、登録者の同意を得て延長することがあります。）防災協力農地の使用が終了したときは、原状回復し返却します。

登録方法について

登録申出書を農水産課に提出してください。（随時受付）詳しくは農水産課（072-228-6971）へお問い合わせください。



農地法第52条に基づく農地賃借料情報

平成29年中に本市内で農地法第3条の規程による許可、および農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積制度により賃貸借契約を締結した案件（20件・25筆）等の集計結果は下記のとおりでした。

最高額 29,851円/10a 最低額 4,227円/10a 平均額 14,579円/10a

なお使用貸借（無料）での案件は147件235筆でした。

平成29年度農地関係事務処理状況

耕作目的の売買・賃借 3条許可	耕作目的の売買・賃借 利用集積計画決定	市街化調整区域の転用 4・5条許可	市街化区域の転用 4・5条届出	相続税等納税猶予・適格者証明
58件 56,569㎡	170件 239,390㎡	37件 26,076㎡	202件 118,845㎡	24件 76,877㎡

※平成29年度中に開催された総会等での承認件数及び面積。

農地転用について

農地を農地以外（住宅や露天駐車場など）に変更する場合、また、一時的にでも変更する場合は、農地法に基づく許可もしくは届出が必要となります。

市街化区域内（生産緑地は除く）の農地：あらかじめ届出をされれば転用できます。随時受付、1週間以内に受理通知書を交付します。

※生産緑地を転用される場合は、生産緑地の解除を先に行う必要がありますので、ご注意ください。

市街化調整区域内の農地：転用の許可が必要となります。全ての農地が転用できるわけではなく、農地の場所によっては転用が困難な場合がございますので、必ず事前にご相談ください。許可が下りるまでに受付期間（下記）終了後、早くても約1ヶ月（他法令の関係があればさらに長くなります）かかります。

転用に関する、許可・届出申請書や書き方見本、添付書類一覧表、申請受付期間、総会開催予定日につきましては、堺市ホームページに掲載しております。

堺市HPトップページ➡上部青色タブ「産業・ビジネス」をクリック➡下部中央の「農水産業」に記載のある「農業委員会」をクリック➡「農地の転用」をクリックしていただくと、許可と届出に分けて掲載しております。PDFファイルでプリントアウトもできますので、必要な場合はご使用ください。総会開催予定日、申請書受付期間は、「許可申請受付期間及び事務処理の流れについて」の「こちらのリンク先」をクリックしていただき、「総会開催予定日及び農地法等申請受付期間」をクリックしていただきますと、一覧表が出ますのでご確認ください。

わからないことなどございましたら、農業委員会事務局までご連絡いただきますよう、よろしくお祈いします。

農地の相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けておられる方へ

納税猶予を受けた特例農地等は、適正に管理することが必要です。任意に手放したり、耕作していなかったり、他の用途に転用した場合などは、その部分又は猶予を受けた農地の全部の猶予が取り消されることがありますので、ご注意下さい。

※なお、納税猶予制度について、堺市ホームページの「農業委員会」に掲載していますのでご参照ください。

「全国農地ナビ」のご案内

全国農地ナビ（農地情報公開システム）は、農業委員会等が整備している農地台帳および農地に関する地図などの農地情報（市街化区域は除かれています。）をインターネット上で公表するサイトで、利用者は、全国の農地情報を検索、閲覧することができます。

<https://www.alis-ac.jp/>

農業委員会活動パネル展

本年1月24・25日の2日間、堺市役所本庁1階ロビーにて農業委員会活動パネル展を開催し、市民のみなさまに農業委員会の主な業務や役割、委員会の活動目標や市内の遊休農地の状況・解消に向けての取り組みなどを紹介しました。

また昨年11月23日に大仙公園で開催した農業祭でもパネル展及び野菜の栽培相談コーナーを開設し、家庭菜園などでの素朴な悩みや疑問についてアドバイスや栽培方法の説明を行いました。



農業委員視察研修

昨年11月13日、トレファムラボ(京都府精華町)、シェア畑(八尾市)にて視察研修を行いました。

トレファムラボでは、農業が初めての方や高齢者、女性でも容易に作業ができる高床式砂栽培農業施設及び栽培環境・作業状態等各種データ収集技術を活用したシェアリング農業を見学し説明を受けました。

シェア畑では遊休化した農地を活用した貸農園事業について、貸農園施設の見学、貸農園運営の取組みについて説明を受けました。

また、3月28日の農業委員会研修会では「最近の農業情勢(生産緑地法改正・都市農地の貸借の円滑化に関する法律を含む)及び農業委員会活動の進め方について」をテーマに大阪府農業会議専務理事の鈴木局長にご講演いただきました。



農業者年金

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事する方であれば加入できます。

● 保険料は自由に選択できます

保険料は月額2万円から6万7千円の間で千円単位で自由に選択、途中で変更もできます。

● 税制面で大きな優遇があります

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

● 少子高齢化時代に強い年金です

積立方式で年金額は加入者・受給者に左右されない少子高齢化時代に強い制度です。

● 終身年金です

年金は65歳から生涯受け取ることができ、仮に80歳前に亡くなられた場合でも死亡一時金としてご遺族に支給されます。

● 保険料の国庫助成があります

39歳までに加入、認定農業者など一定の要件を満たす方に保険料の国庫補助があります。

**全国農業新聞
購読者募集!!**

農業者の経営と暮らしに役立つ情報を提供しています。(全国農業会議所発行)

◎購読料月額700円(送料・税込)

◎月4回、毎週金曜日発行